

## 働き方改革の推進(その2)

1. 働き方改革の推進に係る現状等について
2. 医師事務作業補助体制加算について
3. 手術・処置の時間外等加算について
4. 医療機関における薬剤師業務に係る評価について
5. 特定行為研修終了者の活用について
6. 看護職員の処遇改善と負担軽減について
7. ICTの活用について
8. 地域医療体制確保加算について
9. 論点

- タスク・シフト／シェアの推進とあわせて、医師の業務自体の見直し・削減を行うことが考えられる。例えば、当直やオンコールの分担、会議のあり方について医療機関内で見直しを行うことにより、長時間労働の削減を進めていくことが考えられる。
- また、柔軟な働き方の導入により、労働時間の削減を行う。
- そのほか、オンラインコミュニケーションツールや音声入力の技術等を用いて、業務の効率化を図ることも可能。
- こうした医療機関における取組に対して、医療勤務環境改善支援センターにおける相談支援のほか、その費用について、一部助成を行う。

< 医師の業務の見直し >

平日日中の外来業務の見直し  
夜間休日の外来業務の見直し  
当直の分担の見直し  
オンコール体制の見直し  
診療科編成の見直し  
主治医制の見直し  
総合診療科の活用  
勤務時間内の病状説明  
勤務日数の縮減  
委員会、会議の見直し

< 変形労働時間制の導入 >

業務の閑散に合わせた所定労働時間を設定。あらかじめ夜間まで手術がある場合は通常の労働時間に組み込む等により、柔軟な働き方を可能とする。

< ICT等の活用 >

- ・ 情報連携を支援するオンラインコミュニケーションツールの活用
- ・ 音声入力を用いたカルテ業務の効率化
- ・ オンライン診療の活用

マネジメントシステムの普及（研修会等）・導入支援、勤務環境改善に関する相談対応、情報提供等



- ▶ 医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）と医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）が連携して医療機関を支援
- ▶ センターの運営協議会等を通じ、地域の関係機関・団体（都道府県、都道府県労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会等）が連携して医療機関を支援

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

予算

Tele-ICU体制整備促進事業

令和2年度予算案 545,789千円  
特に夜間休日等において、遠隔より適切な助言を行い、若手医師等、現場の医師をサポートし勤務環境を改善するため、複数のICUを中心的なICUで集約的に患者をモニタリングし、集中治療を専門とする医師による適切な助言等を得るため、下記の設備投資費、運営経費を支援する。

ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援

令和2年度予算案：552,491千円  
複数の分娩取り扱い施設の医療情報をICTにより共有し、核となる周産期母子医療センターにおいて、周産期専門の医師等が集約的に妊産婦と胎児をモニタリングし、遠隔地から現場の医師少数区域へ派遣された若手医師等に対し適切な助言を行う体制の整備を促進することにより、医療の生産性の向上の観点を踏まえた勤務環境の改善を行う。

# 情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

## 情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

- 情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直す。



### 【対象となる項目】

- ・ 感染防止対策加算
- ・ 入退院支援加算1
- ・ 退院時共同指導料1・2 注1
- ・ 退院時共同指導料2 注3
- ・ 介護支援等連携指導料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料 注9
- ・ 同一建物居住者訪問看護・指導料 注4
- ・ 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- ・ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

(訪問看護療養費における在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び退院時共同指導加算も同様)

### 現行

原則、対面で実施



やむを得ない場合に限り、ICT活用可

### 改定後

原則、対面で実施



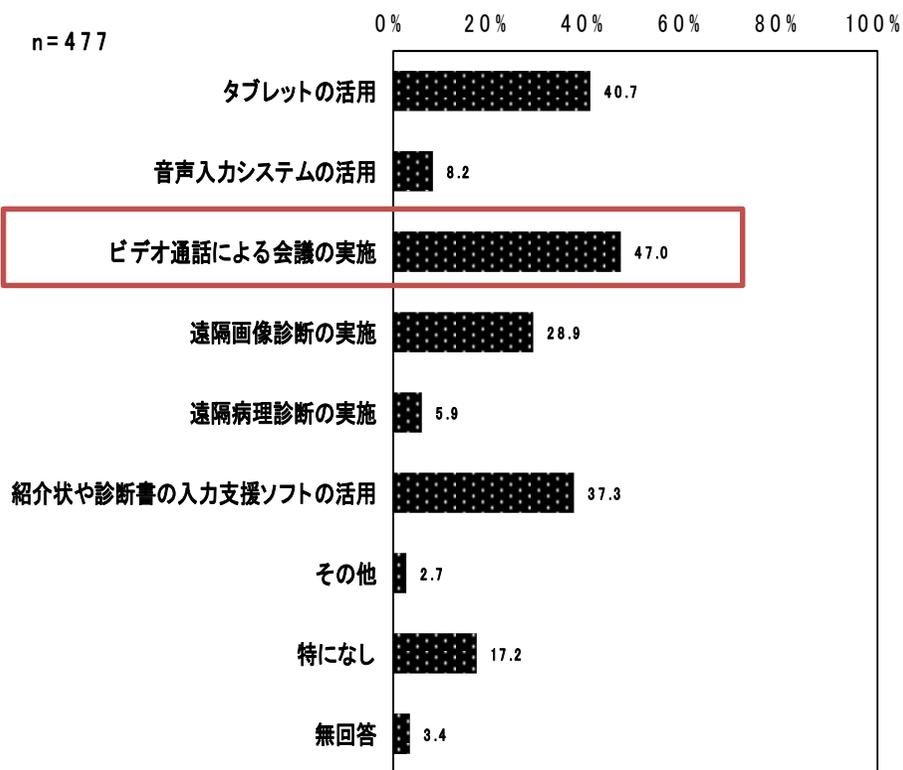
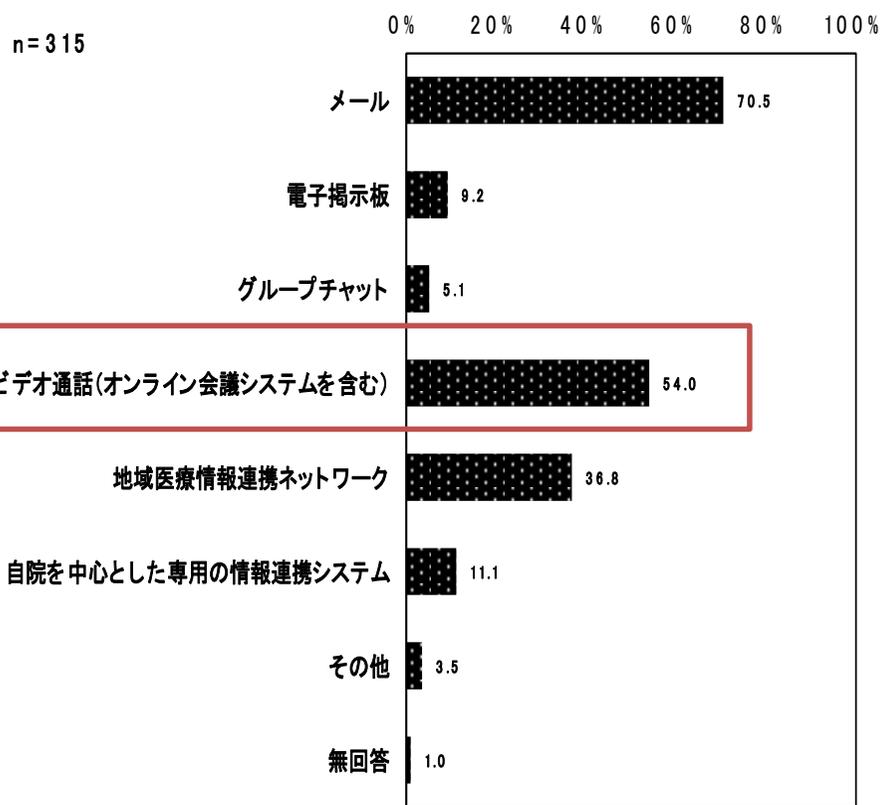
必要な場合、ICT活用可

# 医療機関内でのICT活用状況①

○ 医療機関においては、ICTを医療機関の連携や会議の実施等に活用している。

「ICTを活用している」場合:活用しているICTの種類(複数回答)

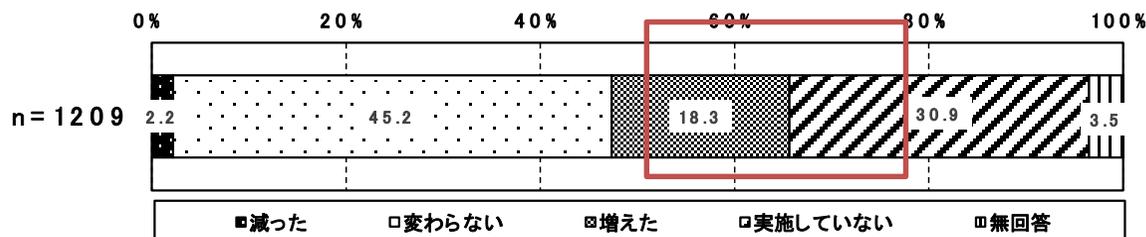
ICTを活用した業務の見直し・省力化としての取組(複数回答)



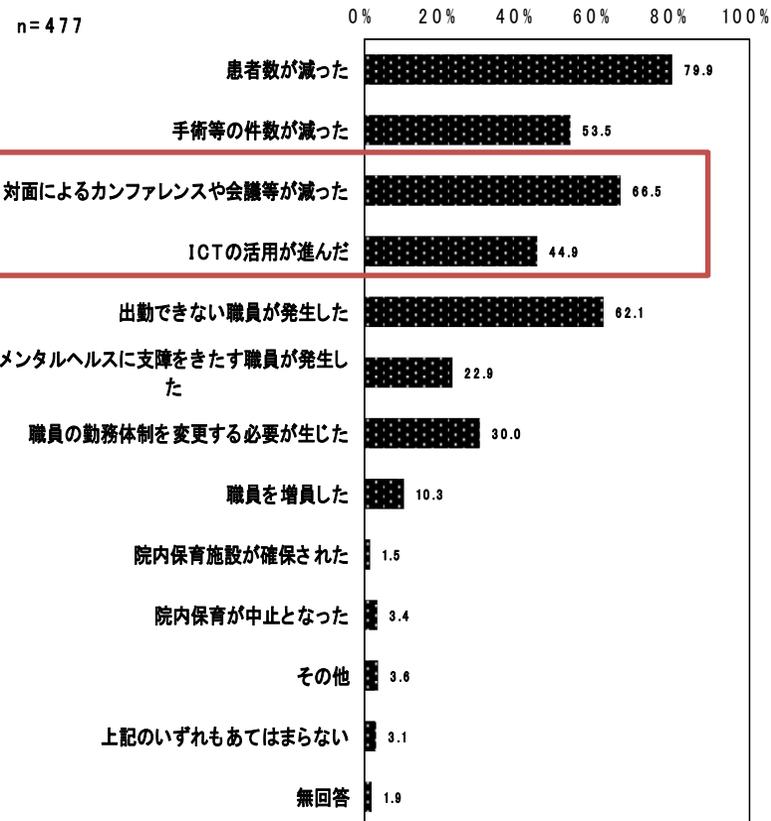
# 医療機関内でのICT活用状況②

- ICTを用いたカンファレンスの実施状況の変化について、「増えた」と回答した施設は18.3%であった。
- 新型コロナウイルス感染症拡大が医療従事者の働き方に与えた影響で最も多かったものは「患者数が減った」(79.9%)、次いで「対面によるカンファレンスや会議等が減った」(66.5%)であった。「ICTの活用が進んだ」(44.9%)との回答もあった。

図表 3-78 ICTを用いたカンファレンスの実施状況の変化



新型コロナウイルス感染症拡大による医療従事者の働き方への影響(複数回答)



# 診療報酬の算定にあたり求めている会議に関する施設基準(例)

○ 現状における診療報酬の算定にあたり求めている会議の施設基準には、対面を原則とするものや、直接対面を求めるものがある。

## 感染防止対策加算

### 【施設基準一部抜粋】

(1)～(7)略

(8) (7)に規定するカンファレンスは、(2)のアからエ及び2の(3)のアからエの構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(以下「ビデオ通話」という。)が可能な機器を用いて実施することができる。

ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて取り上げる内容に関わる**感染制御チームの構成員は、対面で参加していること。**

イ (2)に掲げるチームと2の(3)に掲げる感染制御チームは、4回中1回以上一堂に会し直接対面するカンファレンスを行っていること。なお、感染制御チームを構成する各職種は、それぞれ1名以上当該カンファレンスに参加していればよいこと。

ウ 感染制御チームを構成する各職種が**4回中2回以上直接対面するカンファレンスに参加していること。**

(9)略

## 入退院支援加算

### 【施設基準一部抜粋】

(1)～(4)

(5) (4)に規定する連携機関の職員との年3回の面会は、**対面で行うことが原則**であるが、当該3回中1回(当該保険医療機関又は連携機関が、「別添3」の「別紙2」に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く。)又は連携機関の場合、当該3回中3回)に限り、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて面会することができる。なお、患者の個人情報の取扱いについては、第21の1の(10)の例による。

# オンライン等による研修の実施

○新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、オンライン会議システムやe-learning形式を活用した研修を実施している。

## 〈実施例〉

### オンライン会議システムを活用した実施

- 出席状況の確認
  - ・受講生は顔を出して参加とし、事務局がランダムな時間でスクリーンショットを行う
  - ・講義中、講師がランダムにキーワードを表示し、受講生は研修終了後にキーワードを事務局に提出する
- 双方向コミュニケーション・演習方法
  - ・受講生からの質問等については、チャットシステムや音声発信を活用
  - ・ブレイクアウトルーム機能を活用してグループ毎に演習を実施後、全体の場に戻って受講生が検討内容を発表
- 理解度の確認
  - ・確認テストの実施や課題の提出

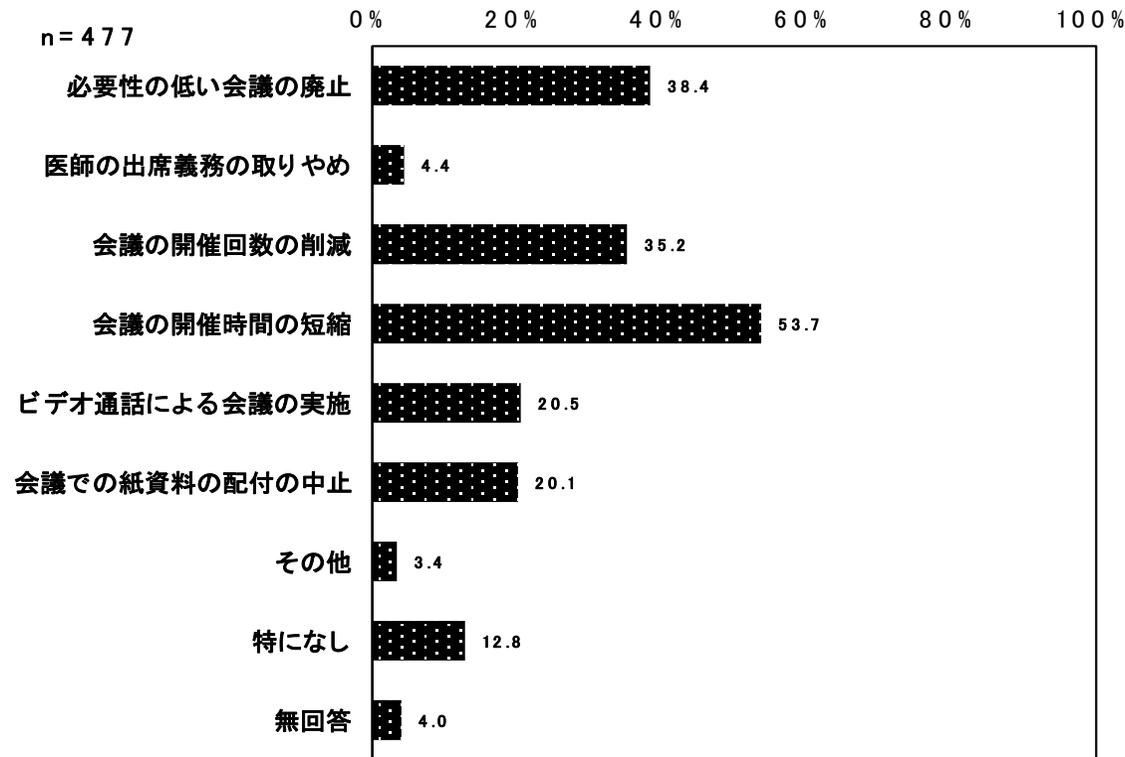
### 動画配信やe-learning形式による実施

- 研修時間の確保・進捗の管理
  - ・主催者側が、受講生の学習時間、進捗状況、テスト結果を把握
  - ・早送り再生を不可とし、全講義の動画を視聴しなければレポート提出ができないようにシステムを構築
- 双方向コミュニケーション
  - ・質問を受け付け、適宜講師に回答を求めるとともに、質問・回答について講習会のWebページに掲載
  - ・演習を要件とする研修については、オンライン会議システムと組み合わせて実施
- 理解度の把握
  - ・読み飛ばし防止と理解度の確認のため、講座毎に知識習得確認テストを設定

# 院内の会議に関する負担削減のための取組

○ 院内の会議に関する負担軽減のための取組で最も多かったものは「会議開催時間の短縮」(53.7%)であった。なお、「その他」には、「共通の会議を統合し、回数を削減」、「電子会議、メール会議の開催」、「時間外会議の削減」、「会議メンバーの削減」等の回答があった。

## 院内の会議に関する負担軽減のための取組（複数回答）



## 医療従事者の負担軽減等に対する評価に係る課題（小括）

- 医師の働き方改革として、ICTの活用が求められている。
- 令和2年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直した。
- 医療機関においては、ICTを医療機関の連携や会議の実施等に活用している。
- 現状における診療報酬の算定にあたり求めている会議の施設基準には、対面を原則とするものや、直接対面を求めるものがある。
- 研修については、個別に内容を確認して、オンラインでの研修を認めているところ。
- 医療機関においては、院内の会議に関する負担削減のための取組が行われている。